

令和3年第1回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和3年1月27日(水)
- 2 招集場所 市役所5階501会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子
委員 林 幹字
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 松岡 秀樹
次長兼教育総務課長 阿部 英明
理事兼学校教育監 伊藤 克宏
副理事兼生涯学習課長 中野 裕夫
副理事兼文化財課長 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 山形 剛大
- 8 開会の時刻 午後2時40分
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
議案第5号 多賀城市立学校の管理に関する規則の一部を改正する
規則について
日程第5 その他

教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和2年第12回定例会及び令和3年第1回臨時会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会及び臨時会の議事録について承認を求めますが、御異議はありますか。

(「ありません」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、前回定例会及び臨時会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、菊池委員、林委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしく願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは諸般の報告を申し上げます。資料の1ページをお願いします

令和2年第12回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係ですが、1月4日、1月1日付けの定期昇給者に係る辞令を交付しました。昇給対象職員35名が昇給しております。

1月8日、市立小中学校は始業式を行い、3学期に入っております。

1月20日、「多賀城市議会全員協議会」が開催され、教育委員会関係では「市内小中学校の2学期制への移行について」、市議会議員へ説明しました。

就学時健診については、1月15日から20日にかけて城南小学校、多賀城小学校、山王小学校で行われ、今年度に予定されていた学校全てで終了しました。

生涯学習課関係ですが、1月10日、「令和3年成人式」を文化センターで開催しました。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、午前及び午後の二部制で実施し、市内の新成人709名に対し438名が出席しました。式については、市内中学校4校の卒業生13名が実行委員として企画や運営に当たり、恩師スピーチや新成人代表の挨拶が行われました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

文化財課関係ですが、1月10日から、令和2年度資料展「地域の文化財－留ヶ谷・高崎・田中村－」を埋蔵文化財調査センター展示室で開催しています。期間は、令和3年3月14日までとなっております。

2ページから4ページの中段までは、別表として社会教育事業等の開催状況等となりますが、朗読は省略いたします。

4ページの下段でございます。令和2年12月24日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

議案第5号 多賀城市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について

教育長

次に、本会議に入ります。

はじめに、議案第5号「多賀城市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

内容につきましては、学校教育監から説明をいたします。学校教育監。

学校教育監

5 ページ、議案第5号「多賀城市立学校の管理に関する規則の一部を改正する」ことについてです。

これまで、本市小中学校では3学期制で教育課程を実施してまいりましたが、令和3年度から、2学期制に移行するのにあたり、所要の規則改正を行うものです。

2学期制による、長いスパンで教育活動を展開していくことにより期待される効果としましては、まず、児童生徒がじっくり学びに取り組むことができるとともに、教員も児童生徒にじっくり向き合う時間が更に増え、学習指導や生徒指導の充実が図られることがあげられます。

加えまして、喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症対策や、様々な災害があった場合に臨時休業となっても、柔軟に指導計画の変更ができるという利点であります。通信表が年2回の配付になりますが、保護者面談などを設定し、個々の保護者に児童生徒の学習や生活の様子をきめ細かに伝えていくなど、各学校で工夫してまいります。

条文の改正内容につきまして、7ページの新旧対照表により、御説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

第2条第2項中「学年を分けて次の3学期とする。」を「学年を分けて次の2学期とする。」に、「第1学期 4月1日から7月31日まで、第2学期 8月1日から12月31日まで、第3学期 1月1日から3月31日まで」を「第1学期 4月1日から10月第2月曜日まで、第2学期 10月第2月曜日の翌日から3月31日まで」に改めるものです。

第3条第1項中の「第5号 夏季休業日 7月21日から8月25日まで」を「夏季休業日 7月21日から8月22日まで」に改め、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、「第6号として、秋季休業日 10月の第2月曜日の翌日」及び「第9号として、前各号に掲げるもののほか教育委員会が特に必要と認めた日」を追加するものであります。

次に6ページをお開きいただき、下段の附則をご覧ください。

この改正規則の施行ですが、令和3年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

教育長

ただ今の説明について質疑はありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

2学期制にすることで、2学期の最初が10月第2火曜日となりますが、秋季休業日は10月第2月曜日の翌日となっていて、学期の始まりがお休みとなるということになりますでしょうか。

教育長

学校教育監。

学校教育監

2学期の始まりと秋季休業日の関係ですが、要約しますと2学期の初日は10月第2火曜日の秋季休業日で、始業式はその翌日の水曜日となります。

浅野委員

学期の区切りと長期休業日の区切りは同じものではなく、学期とは、法律上1年を区切る期間のことで、休業日とは意味合いが違ってきます。

学校教育監

資料の5(2)をご覧くださいますと、3学期制では8月1日が2学期の初日で、夏季休業期間の真ん中にあたります。2学期制の場合は、10月の終期休業日から2学期という区切りで記載しております。

樋渡委員

わかりました。

初年度は、オリンピックの関係で体育の日が7月に繰り上がりとなりますが、影響はないと考えてよろしいでしょうか。

学校教育監

委員のおっしゃるとおり、体育の日が7月に移動し、10月第2月曜日が平日となりますので、そのままでは学校に出るようになりますので、規則の第3条第9号の規定により、年度始めの教育委員会定例会で10月第2月曜日を休業日とする議案を提案し、お認めいただければ土曜日からの4連休を確保できるよう、御審議賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

樋渡委員

ありがとうございました。

教育長

その他ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第5号について、御異議ありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第5号について原案のとおり決定いたします。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。

各委員等から議題としたい事項等がありましたらお願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは、先ほど諸般の報告や学校教育監からの説明にもありましたが、市議会に対してこれまで2件の案件について御説明をしてきたところです。その会議の当日に、議員からいただいた意見等を、報告させていただきます。

昨年12月15日に学校給食費の改定について、それから本年1月20日に市内小中学校の2学期制への移行につきまして、それぞれ市議会全員協議会で説明させていただきました。

1件目の給食費の改定につきましては、子どもたちの栄養価の充足に対する給食費の額引き上げについては御理解をいただきました。一方、現在のコロナ禍に

おける厳しい経済情勢の中にあつて、引き上げの時期の延伸、あるいは、引き上げ分に対する市の補助について御意見があつたところでした。

これまで、献立の工夫など最大限の努力をしてまいりましたが、児童生徒の栄養価充足のためには、引き上げはやむを得ない状況であることを保護者の方々に御理解いただきたい旨の説明を申し上げました。

2件目の市内小中学校の2学期制への移行に対しましては、2学期制の利点への御理解をいただいたほか、4月からの実施に当たり市議会への説明が時期的に遅いのではないかとのお話、それから、これからの課題として、保護者への周知に余裕がないのではないかとのお話、あるいは、来年度を試行期間としてはどうかとの御意見も頂戴しました。

教育委員会事務局といたしましては、2件とも、種々調整を行い、令和3年4月からの実施が必要であるとの考えを、学校を通じて保護者の皆さまに御理解をいただくよう、情報提供あるいは説明などを行っていくことに努めていくことを御説明申し上げたところでございます。

本日お手元にお配りしておりますのは、それぞれ市議会全員協議会で用いました説明資料でございますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で終わります。

教育長

これについては、報告という形になりますので、よろしく申し上げます。

それでは、次長。

次長

皆さまのお手元に、カラー刷り両面の資料をお配りしておりますが、こちらは現在、最終校正の段階の給食費改定に係るお知らせです。2月に、3月分の給食の献立を配布する際に併せてお配りしたいと考えております。

左端に、令和3年4月から、小学校については289円、中学校については348円と、令和2年度の額から改定されることを示しております。

年間の給食費の納付・口座引き落としの回数でございますが、今までは5月から1月までの9回、5,000円かける8回とその残額1回でしたが、今回は回数を1回プラスしております。それでは、先ほど諸般の報告や学校教育監からの説明にもありましたが、市議会に対してこれまで2件の案件について御説明をしてきたところです。ただし、給食費の改定に係る増額分を1回当たりの納付額をなるべく平準化させ、家計負担の平準化を図るものでございます。

改定後の給食につきましては、栄養価の確保として、これまで7品目で不足し

ていたのをゼロにすること、地場産品や郷土料理、友好都市の献立をさらに反映して、食育に努めてまいります。

裏面については、これまでの食材価格の上昇をわかりやすくグラフ化しています。また、改定額の経緯、栄養状況の改善等について文字でわかりやすくまとめていますので、こちらをお配りするとともに、多賀城市の広報誌、市のホームページにもお知らせを掲載し、できるだけ皆さまへの周知を図りながら、4月からの改定を実施するものですので、よろしくお願いいたします。

教育長

それでは議題としてのその他はございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これもちまして、令和3年第1回教育委員会臨時会を閉会いたします。

午後3時閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 山形 剛大

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和3年2月24日

多賀城市教育委員会

教育長

印

委員

印

委 員

印